

資 料

〇)



]



1

2

3

4

5

6

7

8

資料 1 自然公園等施設の整備状況

(1) 国立 国定公園

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
昭和 46	大山隠岐国立公園	大山寺駐車場 舗装整備	大山町	面積 11,160 m ²	20,000 ^{千円}
		バス発着所舗 装整備	〃	収容能力 206台 1,455 m ²	1,700
	山陰海岸国立公園	城原園路整備 鳥取砂丘清掃 施設整備	岩美町 鳥取市	安全柵 L = 633 m 焼却炉 1、空缶圧縮機 1、 ガフス粉砕機 1、ゴミカゴ 28 収容棟 (98 m ²) 1 棟	5,000 2,415
		砂丘道路チュ ーリップ植栽	福部村	植栽延長 1,135 m チューリップ球根 57,200 球	572
氷ノ山・後 山・那岐山 国定公園	雨滝園地整備	国府町	面積 1,018 m ²	2,000	
	小計			31,687	
47	大山隠岐国立公園	大山頂上歩道 整備	大山町	延長 1821 m 柵延長 1,712 m 制礼 43 本	2,200
		清掃施設整備	溝口町	ごみ焼却炉、空缶圧縮機ガフス粉砕機	3,000
	山陰海岸国立公園	鳥取砂丘道路 整備	福部村	アスファルト舗装 L = 648.6 m W = 7.0 m	29,200
		鳥取砂丘道路 補償工事	〃	バス停 1 国道拡巾 L = 188 m W = 3.0 m ~ 0 m 歩道 L = 188 m W = 3 m ~ 15 m	6,700
氷ノ山・後 山・那岐山 国定公園	雨滝歩道整備	国府町	L = 1,852.5 m W = 15 m	3,400	
	小計			44,500	
48	大山隠岐国立公園	大平原清掃施設整備	江府町	ごみ焼却炉、機械収納棟 電気設備一式	3,000
	山陰海岸国立公園	鳥取砂丘駐車場 整備	福部村	面積 6,591 m ²	14,600
		鳥取砂丘道路 整備	鳥取市 〃	アスファルト舗装 L = 460 m W = 7.0 m アスファルト舗装 L = 340 m W = 7.0 m	25,200 18,200
	氷ノ山・後 山・那岐山 国定公園	芦津園地整備	智頭町	園地 L = 2,500 m W = 15 m 駐車場面積 1,000 m ² 砂利敷 公衆便所 186 m ²	11,800
	小計			72,800	

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
昭和 49	大山隠岐国立公園	大山自然科学館整備	大山町	R C二階建 延べ 394.1 m ²	50,600 ^{千円}
	山陰海岸国立公園	鳥取砂丘排水処理施設整備	鳥取市 福部村	排水管 HP ϕ 200% L=1,500 m LP ϕ 150% L=1,100 m ϕ 200% L= 650 m 圧送ポンプ 3か所 沈澱池、電設設備汚泥槽	102,250
	比婆道後帝釈国定公園	船通山歩道整備	日南町	L=1,170 m W=10~15 m 簡易施設 (指導標10基、案内板2基)	3,000
	小計				155,850
50	大山隠岐国立公園	鍵掛峠園地整備	江府町	公衆便所 R C 2688 m ² 駐車場 528 m ² 給排水工事一式	10,000
	氷ノ山・後山・那岐山国定公園	氷ノ山野営場整備	若桜町	野営場 9,000 m ² 300人収容 取合車道 L=506 m W=30 m 炊事場 228 m ² 2棟 便所 186 m ² 2棟 給水施設、電気工事一式	28,000
	小計				38,000
51	大山隠岐国立公園	大山自然科学館展示整備	大山町	動植物、地形、地質コーナー整備	8,000
	山陰海岸国立公園	浦富駐車場整備 鳥取砂丘道路整備	岩美町	駐車場舗装 2,299 m ²	7,800
			福部村	ロックネット 655 m ² 砂防柵 L=182 m H=95 cm	5,000
	氷ノ山・後山・那岐山国定公園	氷ノ山野営場整備	若桜町	サイト造園 4,032 m ² 歩道 L=260 m W=15 m 取付車道 L=198 m W=30 m	29,000
小計				49,800	
52	大山隠岐国立公園	大山自然科学館展示整備	大山町	動植物、地形、地質コーナー整備	11,000
	小計				11,000
53	大山隠岐国立公園	槇原駐車場 大山自然科学館展示整備	大山町 "	駐車場造成 人文コーナー整備	24,000 10,000
	小計				34,000

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
昭和 54	大山隠岐国立公園	大平原園地整備 楨原園地整備 一向平野営場整備	江府町 大山町 東伯町	駐車場舗装(アスファルト) 2,500㎡	10,000 ^{千円}
				芝生広場造成 11,506㎡ アットサイト整備 2,146㎡ 炊事場 361㎡ 1棟 公衆便所 333㎡ 1棟 給水施設 1式	20,000 12,000
	小計				42,000
55	山陰海岸国立公園	山陰海岸自然科学館整備	岩美町	RC造平家建 393.6㎡ 展示 1式	80,000
	氷ノ山・後山・那岐山 国立公園	氷ノ山野営場整備	若桜町	管理車道舗装 W=3.0m L=705m	14,000
	小計				94,000
56	山陰海岸国立公園	山陰海岸自然科学館整備	岩美町	駐車場 AS舗装 1,358㎡ サイト造園 896㎡ 汚水浄化施設 1式 空調施設 1式 展示 1式	59,245
	山陰海岸国立公園	羽尾岬歩道整備	岩美町	歩道 L=1310m W=15m	10,000
	大山隠岐国立公園	一向平野営場整備	東伯町	駐車場 1,050㎡ 管理棟 木造 48.7㎡	14,800
	小計				84,045
57	山陰海岸国立公園	羽尾岬歩道整備	岩美町	歩道改良 L=1,894m W=0.8~1.5m 休憩所 杉木造 18㎡	9,400
	山陰海岸国立公園	浦富網代歩道整備	岩美町	歩道新設 L=305m W=1.5m 安全施設 L=320m 標識区間 L=1.4km	15,000
	大山隠岐国立公園	大山寺駐車場整備	大山町	取付道拡幅 L=195m W=8.0m 駐車場拡張 AS舗装 909㎡	20,600
	大山隠岐国立公園	大山周廻歩道整備	大山町	歩道改良 L=266m W=1.5m 木造 L=115m W=0.5m 柵 L=410m	27,400
	小計				72,400
58	山陰海岸国立公園	浦富網代歩道整備	岩美町	休憩所 RC造 A=14㎡	13,800

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
昭和 58	山陰海岸国立公園	浦富網代歩道整備	岩美町	探勝歩道改良 W=1.5 m L=1080m 防護柵等 1式 L=330 m	千円
	山陰海岸国立公園	鳥取砂丘駐車場整備	福部村	駐車場アスファルト舗装 A=4924 m ² 歩道 L=377 m W=20~30 m	38,000
	大山隠岐国立公園	元谷避難小屋新築	大山町	避難小屋 木造 5961 m ²	16,000
	小計				67,800
59	大山隠岐国立公園	大山寺駐車場整備	大山町	駐車場造成舗装 A=665 m ² サイト造園 A=3,486 m ² 探勝歩道新設舗装 W=2.0m L=656m W=15 m L=6645 m	26,000
	山陰海岸国立公園	鳥取砂丘(多鯨ヶ池)歩道整備	鳥取市	探勝歩道改良舗装 L=1,289m W=20 m	12,000
	山陰海岸国立公園	鳥取砂丘駐車場整備(公衆便所新築)	福部村	公衆便所 RC造水洗 A=2574 m ² 浄化槽一式	11,600
	氷ノ山・後山・那岐山国定公園	那岐山登山道整備	智頭町	登山道新設 W=15 m L=816m 〃改良 W=10~15m L=1,589m 避難小屋 木造 A=17.6 m ²	10,800
	小計				60,400
60	大山隠岐国立公園	大山頂上避難小屋整備	大山町	避難小屋 鉄骨造 平屋建 A=100 m ²	52,000
	大山隠岐国立公園	大山登山道線歩道整備	大山町	木道新設 L=105 m W=05~10 m	10,000
	大山隠岐国立公園	※大山寺野営場休憩所整備	大山町	休憩所 鉄筋コンクリート造及び一部木造 2階建 延床面積 25392 m ²	38,000
	小計	※財)日本宝くじ協会助成事業			100,000
合計				958,282	

(2) 県立公園(単県補助事業)

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
昭和 46	三朝東郷湖 県立公園	打吹公園公衆便所	倉吉市	1棟 26 m ²	千円 1,000
		馬の山車道 鉢伏山駐車場	羽合町 東郷町	L=654 m W=4 m 面積 1,875 m ² 収容力 バス5台 5型車52台	2,400 2,000

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
昭和 46	奥日野県立公園	滝山公園園地	日野町	歩道 826 m 東屋 14 m ² 3棟	2,600 ^{千円}
	小計				8,000
47	三朝東郷湖 県立公園	打吹公園歩道	倉吉市	L = 491.7 m W = 20 m	1,000
	奥日野県立公園	滝山公園歩道	日野町	L = 516.8 m W = 10 m	1,800
	小計				2,800
48	三朝東郷湖 県立公園	打吹公園歩道 三徳山歩道	倉吉市 三朝町	L = 465.8 m W = 20 m L = 314.8 m W = 1.5 m	1,000 2,400
	奥日野県立公園	滝山公園芝張	日野町	面積 1,508.6 m ²	1,000
	小計				4,400
49	三朝東郷湖 県立公園	打吹公園園地	倉吉市	歩道 L = 400 m W = 15 m 清掃設備、焼却炉 1基	2,000
	奥日野県立公園	滝山公園休憩舎 石霞溪歩道	日野町 日南町	鉄骨カフトタンぶき 35 m ² 簡易施設(ベンチ2基) L = 700 m W = 20 m	1,000 3,500
	小計				6,500
50	奥日野県立公園	鶴ノ池公園歩道 石霞溪歩道	日野町 日南町	L = 485 m W = 15 m L = 110.2 m W = 10 m	2,000 1,500
	小計				3,500
51	奥日野県立公園	鶴ノ池園地	日野町	給水場 1基 給水管 200 m 洗場 1か所	2,000
	小計				2,000
52	三朝東郷湖 県立公園	大平山園地	倉吉市	遊歩道 L = 687.8 m W = 15 m 取付道路 L = 28.5 m W = 20 m 植栽(サクフ) 85本	3,000
	奥日野県立公園	鶴ノ池園地	日野町	整地 10,000 m ² 便所 2棟	2,000
	小計				5,000
53	奥日野県立公園	鶴ノ池園地	日野町	整地 9,860 m ² 芝張 1,220 m ²	2,000
	三朝東郷湖 県立公園	大平山園地	倉吉市	広場整備 4,363 m ² 取付道 45 m 排水溝 218 m	2,000
		浅津駐車場	羽合町	駐車場舗装 1,240 m ²	2,000
		三朝駐車場	三朝町	駐車場舗装 584 m ² 外柵 85 m ² 案内板 1基	2,000
小計				8,000	

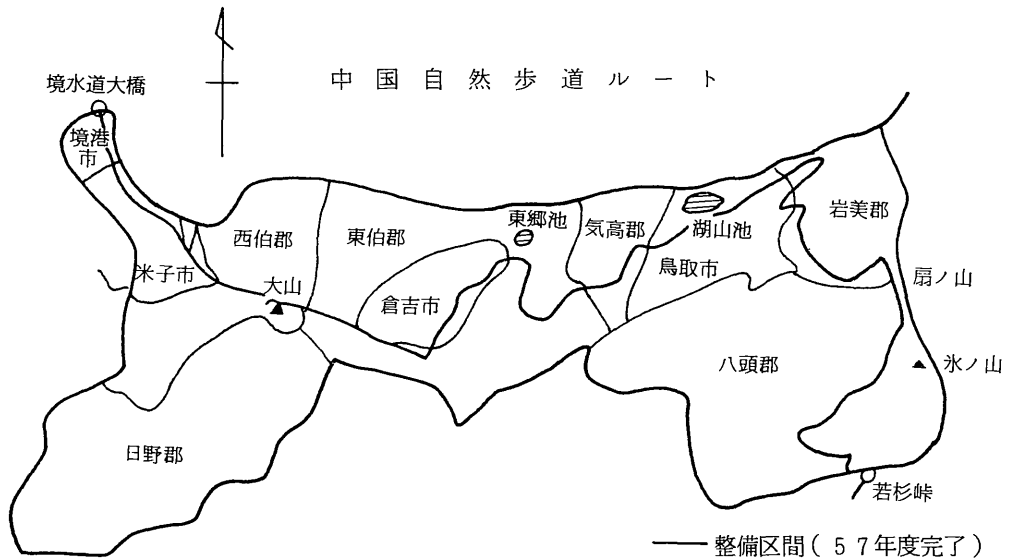
年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
昭和 54	三朝東郷湖 県立公園	大平山園地 打吹公園 三朝園地	倉吉市 〃 三朝町	駐車場造成 982 m ²	2,000 ^{千円} 3,000 2,000
				休憩所 3929 m ² 1棟	
休憩所 160 m ² 1棟					
	小計				7,000
55	三朝東郷湖 県立公園	大平山園地	倉吉市	休憩所 22 m ² 1棟	2,000
				奥日野県立 公園	
	小計				7,630
56	三朝東郷湖 県立公園	大平山園地	倉吉市	展望休憩所 鉄骨造 339 m ²	5,200
				奥日野県立 公園	
	小計				15,200
57	三朝東郷湖 県立公園	今滝歩道	東郷町	歩道 L = 237 m W = 15 m 休憩所 杉木造 4 m ²	5,000
				奥日野県立 公園	
	小計				7,500
58	三朝東郷湖 県立公園	大平山園地	倉吉市	修景伐 3,099 m ² 歩道 L = 138 m W = 20 m ネットフェンス H = 30 m L = 40 m ほか	3,000
				奥日野県立 公園	
	小計				8,000
59	三朝東郷湖 県立公園	大平山園地	倉吉市	園地整備 修景伐 A = 7,399 m ² 歩道 L = 230 m W = 15 m ベンチ 15基 植栽 7本	2,400
				西因幡県立 公園	
	奥日野県立 公園	鶉ノ池園地	日野町	園地整備 歩道 L = 110 m W = 15 m 休憩舎 木造 A = 12 m ²	2,400
	小計				7,729
60	三朝東郷湖 県立自然公 園	大平山園地	倉吉市	園地整備 園地造成 2,364.45 m ² 階段工 238 m (44段)	3,300
				西因幡 県立自然公 園	

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
60	小計				6,000 ^{千円}
	合計				99,259

(3) 中国自然歩道

年度	整備路線名	事業所	事業内容	事業費
昭和52	川床・一向平線	大山町 東伯町	歩道改良 L=9,039 m W=15 m 吊橋 L=45 m W=10 m (大山隠岐国立公園内)	29,800 ^{千円}
	岩戸大谷線	岩美町 福部村	歩道新設 L=2,650 m W=15 m 休憩所 1棟 28 m ² 公衆便所 2棟 49 m ² (山陰海岸国立公園内)	30,200
	小計			60,000
53	川床赤松線	大山町	歩道新設 L=649 m W=15 m 休憩所 1棟 28 m ² 歩道改良 L=3,967 m W=15 m (大山隠岐国立公園内)	27,200
	雨滝扇ノ山線	国府町 岩美町	歩道新設 L=5,552 m W=10~15 m 歩道改良 L=5,500 m W=1.0~15 m 橋 L=10 m W=1.5 m 休憩所 1棟 55 m ² (氷ノ山・後山・那岐山国定公園内)	32,800
	小計			60,000
54	雨滝大谷線	鳥取市 国府町 岩美町 福部村	歩道新設 L=6,921 m W=10 m 標識区間 46.5 km 休憩所 4棟 51 m ² 公衆便所 1棟 20 m ² (公園外)	45,000
	一向平三朝線	倉吉市 東伯町 関金町 東郷町 三朝町	歩道新設 L=2,700 m W=15 m 標識区間 46.0 km 休憩所 2棟 22 m ² 公衆便所 3棟 37 m ² (公園外)	36,000
	小計			81,000
55	岩戸浜坂線	福部村 鳥取市	標識区間 6.3 km 公衆便所 1棟 16 m ² (山陰海岸国立公園内)	7,000
	浜坂三朝線	鳥取市 鹿野町 三朝町	歩道新設 L=6,000 m W=10 m 標識区間 45.5 km 休憩所 2棟 26 m ² 公衆便所 1棟 12 m ² (公園外)	52,800
	小計			59,800

年度	整備路線名	事業か所	事業内容	事業費
昭和 56	芦津 三滝奥線	智頭町	歩道(改良) L = 2,912 m W = 1.5 m 標識区間 5.0 km 休憩所 杉木造 198 m ² (永ノ山後山那岐山国定公園)	17,600 ^{千円}
	広留野・扇ノ山線	若桜町	歩道(改良) L = 1,088 m W = 1.5 m 標識区間 1.5 km (永ノ山後山那岐山国定公園)	7,200
	芦津 広留野線	智頭町 八東町 若桜町	歩道(改良) L = 10,017 m W = 1.5 m 標識区間 21.0 km 休憩所 杉木造 198 m ²	33,900
	小 計			58,700
57 (事業完了)	金門・寂静線	大山町	歩道(改良) L = 1,087 m W = 10~15 m 休憩所 木造 12.6 m ² (大山隠岐国立公園)	5,000
	狩谷山・若杉峠	若桜町	歩道(新設) L = 3,857 m W = 1.5 m (永ノ山後山那岐山国定公園)	11,400
	三滝奥・狩谷山	智頭町	歩道(新設) L = 2,169 m W = 1.5 m 標識区間 L = 36 km (公園外)	7,500
	赤松 境水道大橋	大山町 米子市 境港市	標識区間 L = 38 km 休憩所 杉木造 18 m ² 2棟 (公園外)	11,100
	小 計			35,000
合 計				354,500



資料 2 昭和 59 年度常時監視測定結果の他県との比較

1 概 要

昭和 59 年度に中国 5 県で行われた環境大気測定局の測定結果のうち、環境基準物質について比較したものである。

各物質（二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント）についての比較は表 1～表 5 のとおりである。

注 1 各表中数値は、昭和 59 年度「一般環境大気測定局測定結果報告」環境庁大気保全局大気規制課編昭和 60 年 12 月から抜粋。

注 2 局数について、下段（ ）内は設置市町村の数。

注 3 複数局ある鳥取、岡山、広島、山口の各県については、測定結果の最小局と最大局の測定数値を掲げた。

2 各物質の比較

表 1～表 5 のとおり。

表 1 二酸化硫黄の比較

都道府県	区分 局数	年平均値			1 時間値が 0.1 ppm を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.04 ppm を超えた日数とその割合		1 時間値の最高値	日平均値の 2% 除外値
		(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)		
鳥取	6 (4)	0.004	0	0	0	0	0.017	0.006		
		?	?	?	?	?	?	?		
		0.007	0	0	0	0	0.100	0.016		
島根	2 (2)	0.004	0	0	0	0	0.034	0.008		
		?	?	?	?	?	?	?		
		0.006	0	0	0	0	0.098	0.014		
岡山	55 (14)	0.003	0	0	0	0	0.022	0.008		
		?	?	?	?	?	?	?		
		0.014	7	0.1	4	1.1	0.158	0.039		
広島	52 (21)	0.004	0	0	0	0	0.023	0.006		
		?	?	?	?	?	?	?		
		0.014	3	0.0	0	0	0.123	0.024		
山口	41 (12)	0.004	0	0	0	0	0.032	0.008		
		?	?	?	?	?	?	?		
		0.012	15	0.2	3	0.8	0.285	0.029		

表2 一酸化炭素の比較

都道府県	区分 局数	年平均値	8時間値が20 ppmを超えた回数 とその割合		日平均値が10 ppmを超えた日数 とその割合		1時間値 の最高値	日平均値 の2%除 外値
		(ppm)	(回)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)
鳥取	5 (3)	0.3	0	0	0	0	26	0.8
		0.5					42	1.0
島根	1 (国設)	0.4	0	0	0	0	18	0.6
岡山	1 (国設)	0.6	0	0	0	0	43	1.5
広島	1 (国設)	0.2	0	0	0	0	1	0.5
山口	4 (3)	0.6	0	0	0	0	49	1.1
		1.3					65	2.2

表3 浮遊粒子状物質の比較

都道府県	区分 局数	年平均値	1時間値が0.20 mg/m ³ を超えた時 間数とその割合		日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日 数とその割合		1時間値 の最高値	日平均値 の2%除 外値
		(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)
鳥取	5 (3)	0.021	0	0	0	0	0.123	0.053
		0.027	3	0.1	1	0.6	0.784	0.063
		0.027	9	0.1	1	0.3	0.496	0.059
島根	2 (国設)	0.023	0	0	0	0	0.144	0.058
		0.027	9	0.1	1	0.3	0.496	0.059
		0.027	9	0.1	1	0.3	0.496	0.059
岡山	13 (8)	0.024	0	0	0	0	0.220	0.073
		0.051	89	1.0	22	6.1	0.390	0.136
		0.051	89	1.0	22	6.1	0.390	0.136
広島	20 (12)	0.023	0	0	0	0	0.116	0.050
		0.049	32	0.4	17	4.8	0.456	0.117
		0.049	32	0.4	17	4.8	0.456	0.117
山口	7 (5)	0.032	0	0	0	0	0.176	0.072
		0.046	9	0.1	5	1.4	0.338	0.097
		0.046	9	0.1	5	1.4	0.338	0.097

表4 窒素酸化物の比較

都道府県	区分局数	一酸化窒素 (NO)			二酸化窒素 (NO ₂)				窒素酸化物 (NO+NO ₂)					
		年平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の年間 98%値	年平均値	日平均値が0.06 ppmを超えた日数 とその割合		1時間値 の最高値	日平均値 の年間 98%値	年平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の年間 98%値	NO ₂ ——— NO+NO ₂	
						(日)	(%)							(%)
鳥取	5 (3)	0.002	0.056	0.010	0.005	0	0	0.040	0.016	0.007	0.089	0.028	63.1	
		〃	〃	〃	〃			〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		0.006	0.152	0.115	0.010			0.054	0.020	0.016	0.194	0.040	71.7	
島根	2 (2)	0.002	0.029	0.004	0.004	0	0	0.038	0.011	0.006	0.050	0.014	74.1	
		〃	〃	〃	〃			〃	〃	〃	〃	〃	〃	
		0.002	0.083	0.007	0.006			0.051	0.014	0.007	0.113	0.018	80.3	
岡山	44 (13)	0.004	0.058	0.011	0.007	0	0	0.040	0.017	0.011	0.094	0.026	41.2	
		〃	〃	〃	〃			〃	〃	〃	〃	〃	〃	
		0.037	0.307	0.095	0.026			3	08	0.106	0.044	0.063	0.359	0.130
広島	46 (21)	0.001	0.043	0.005	0.007	0	0	0.040	0.016	0.008	0.074	0.020	34.1	
		〃	〃	〃	〃			〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		0.028	0.375	0.071	0.026			0.108	0.043	0.047	0.443	0.100	81.1	
山口	26 (12)	0.003	0.095	0.009	0.008	0	0	0.046	0.018	0.011	0.133	0.026	45.0	
		〃	〃	〃	〃			〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		0.020	0.449	0.069	0.021			0.145	0.039	0.041	0.461	0.100	72.3	

(注) ギルツマン係数0.84の吸光光度法で測定した結果

表5 オキシダントの比較

都道府県	区分 局数	昼間測定	昼間測定	昼間の1時間値 が0.06ppmを超え た日数と時間数		昼間の1時間値 が0.12ppm以上の 日数と時間数		昼間の1 時間値の 最高値	昼間の日 最高1時 間値の年 平均値
		日数	時間	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)
鳥取	5 (3)	175	2 506	8	35	0	0	0 080	0 031
		364	5,356	18	75	0	0	0 091	0 044
島根	2 (国設)	281	4,067	12	82	0	0	0 082	0 037
		347	5 067	26	153			0 091	0 038
岡山	37 (12)	232	3 425	10	37	0	0	0 087	0 034
		365	5 426	96	493	9	20	0 171	0 055
広島	32 (16)	312	4,477	13	34	0	0	0 080	0 018
		365	5,374	113	632	4	8	0 131	0 055
山口	18 (12)	353	5 128	13	35	0	0	0 076	0 035
		365	5,367	103	361	1	1	0 123	0 050

資料3 はい煙発生施設に係る窒素酸化物規制の経緯

	第1次規制 (昭和48年8月)	第2次規制 (50年12月)	第3次規制 (52年6月)	第4次規制 (54年8月)	第5次規制 (58年9月)
規制の概要	(1) NO _x 排出基準の設定……大型ボイラー、大型加熱炉及び硝酸製造施設	(1) 排出基準の強化 (2) 規制対象施設の規模の拡大・中型のボイラー及び加熱炉 (3) 規制対象施設の種類拡大……大型のセメント焼成炉及びコークス炉	(1) 排出基準値の強化 (2) 規制対象施設の規模の拡大……小型のボイラー及び加熱、中型のセメント炉及びコークス炉 (3) 規制対象施設の種類拡大……焼結炉アルミナ焼成炉及び廃棄物焼却炉	(1) 排出基準値の強化 (2) 規制対象施設の規模の拡大……小型のボイラー、焼結炉、アルミナ焼成炉、金属屑焼却炉 (3) 規制対象施設の種類拡大……ガス発生炉、加熱炉、煅焼炉、ばい焼炉等の施設	(1) 固体燃焼ボイラーの排出基準値の強化 (2) 規制対象施設の特例の廃止、排出基準値の強化……焼結炉、精溜炉、焙燃炉、改質炉、亜鉛滓処理炉、反射炉
規制対象施設数	約1,500 全ばい煙発生施設の11%	約3,400 (25%)	約13,000 (95%)	約105,000 (729%)	
全ばい煙発生施設から排出されるNO _x 量に占める規制対象施設からのNO _x 量の割合	38%	44%	73%	95%	

(注) 昭和59年版「環境白書」環境庁編から抜粋

資料4 はい煙発生施設に対する窒素酸化物排出基準一覧 (1)

はい煙発生施設の 種類 ※1	規模 最大定格 排ガス量 万Nm ³ / h	残存酸素 濃度 (百分率)	排 出 基 準 値										
			48年8月9日 までに設置さ れた施設	48年8月10日 から50年12月 9日までに設 置された施設	50年12月10日 から52年6月 17日までに設 置された施設	52年6月18日 から54年8月 9日までに設 置された施設	52年6月18日 から52年 9月9日ま でに設置さ れた液体燃 焼小型ホイ ファー	54年8月 10日以降 設置され た施設					
カス専焼ホイファー	50以上 10～50 4～10 1～4 0.5～1 0.5未満	} 5%	} 130ppm } 150ppm } 150ppm	} 130ppm } 150ppm } 150ppm	} 100ppm } 130ppm } 150ppm	} 60ppm } 100ppm } 130ppm } 150ppm	} 60ppm } 100ppm } 130ppm } 150ppm						
液体燃焼ホイ	50以上 10～50 4～10 1～4 0.5～1 0.5未満							} 4%	} 180ppm } 190ppm } 230ppm } 250ppm } 250ppm	} 180ppm } 230ppm } 250ppm } 250ppm	} 150ppm } 250ppm } 250ppm	} 130ppm } 150ppm } 250ppm } 180ppm	} 130ppm } 150ppm } 180ppm
ガス発生炉、加熱炉													
焼結炉	10以上 1～10 1未満	} 15%	} 260ppm } 270ppm } 300ppm	} 260ppm } 270ppm } 300ppm	} 260ppm } 270ppm } 300ppm	} 220ppm } 220ppm } 300ppm	} 220ppm						
アルミナ製造用煨焼炉	1以上 1未満							} 10%	} 350ppm	} 350ppm	} 350ppm	} 200ppm } 350ppm	} 200ppm
煨焼炉													
焙焼炉		} 14%	} 250ppm	} 250ppm	} 250ppm	} 250ppm	} 220ppm						
溶鉱炉								} 15%	} 120ppm	} 120ppm	} 120ppm	} 120ppm	} 100ppm
金属溶解炉※3													
金属加熱炉	10以上 1～10 0.5～1 0.5未満	} 11%	} 160ppm } 170ppm } 200ppm	} 160ppm } 170ppm } 200ppm	} 100ppm } 130ppm } 170ppm } 200ppm	} 100ppm } 130ppm } 150ppm } 180ppm	} 100ppm } 130ppm } 150ppm } 180ppm						
石油加熱炉	4以上 1～4 0.5～1 0.5未満							} 6%	} 170ppm } 180ppm } 200ppm	} 170ppm } 180ppm } 200ppm	} 100ppm } 150ppm } 180ppm } 200ppm	} 100ppm } 130ppm } 150ppm } 180ppm	} 100ppm } 130ppm } 150ppm } 180ppm
触媒再生塔													
セメント焼成炉	10以上 10未満	} 10%	} 480ppm	} 480ppm	} 250ppm } 480ppm	} 250ppm } 350ppm	} 250ppm } 350ppm						
板ガラス、ガラス繊維製造用溶融炉								} 15%	} 400ppm	} 400ppm	} 400ppm	} 400ppm	} 360ppm
反応炉、直火炉													
乾燥炉		} 16%	} 250ppm	} 250ppm	} 250ppm	} 250ppm	} 230ppm						
廃棄物焼却炉	4以上 4未満							} 12%	} 300ppm	} 300ppm	} 300ppm	} 250ppm } 300ppm	} 250ppm
廃棄物焼却炉 (連続炉以外)	4以上												

(注) ※1 電気炉(熱源として電気を使用するもの)を除く。

※2 液体燃焼ホイファーのうち昭和52年9月10日前に設置された排出ガス量が0.5万Nm³/h未満の過負荷燃焼のものは、適用除外される。

※3 キュボフは適用除外される。

はい煙発生施設に対する窒素酸化物排出基準一覧 - (2)

～固体燃焼ボイラー～

新設施設のNO_x排出基準

(単位 ppm)

設置年月日 排ガス量	58 9 10(施行) ～59 9 9まで	62.3 31まで	62 4. 1以降	備考
(Nm ³ /h)				
70 万 以 上	300	300	200	当分の間()内 の値を適用する
10 万 ～ 70 万	300	300	250	
4 万 ～ 10 万				
下記以外のもの	300	300	250	
散布式ストーカ	300 (320)	300 (320)	250 (320)	
4 万 未 満				
下記以外のもの	300 (350)	300 (350)	300 (350)	
流動層燃焼方式のもの	360	300 (350)	300 (350)	

既設施設のNO_x排出基準

設置年月日 排ガス量	基 準 (ppm)				
	48 8 9 以前	48 8 10 50 12 9	50 12 10 52 6 17	52 6 18 54 8. 9	54 8 10 58. 9 9
70 万 (Nm ³ /h) 以上	400※124	300※5	300	300	300
50 万 ～ 70 万	420※123				
20 万 ～ 50 万		350			
4 万 ～ 20 万	450※7	380	350	350	350※6
05 万 ～ 4 万					
05 万 未 満	480	480	480	380	380

- (注) 1 ※1 50万Nm³/h以上、低品位炭専焼、火炉分割壁型放射過熱器を有する。火炉熱発生率14万kcal/m³/h以上→550ppm(附則別表第2の1項)
- ※2 30万Nm³/h以上、低品位炭専焼(※1以外)→480ppm
- ※3 20万Nm³/h以上25万Nm³/h未満、石炭専焼、前面燃焼方式、自然循環型、火炉熱発生率14万kcal/m³/h以上→450ppm(附則別表第2の3項)、昭和60年9月10日から適用(附則2項2号)
- ※4 100万Nm³/h以上、石炭燃焼、接線型チルチングバーナーを有する。(※1、※2以外)→430ppm(附則別表第2の4項)
- ※5 50万Nm³/h以上70万Nm³/h未満、火炉熱発生率20万kcal/m³/h以上、再熱再生抽気復水式自然循環型、昭和59年12月31日までに固体燃焼ボイラーに転換するもの→420ppm、変更の工事が完了した日から適用(附則4項)
- ※6 石炭専焼、流動層燃焼方式→0.5万～1万…390ppm、1万～4万…380ppm(附則別表第1の1項)
- ※7 →昭和60年9月10日から適用(附則2項2号)

資料5 大気汚染防止法第3条第2項の政令で定めるはいじん排出基準

施行規則第4条
 昭和46622総理府令第59号
 改正 昭和57.5.28 " 第24号

番号	令別表第1の番号	施設名	規模 (万Nm ³ /h)	本 則		附 則	
				一 般 (g/Nm ³)	O _n (%)	一 般 (g/Nm ³)	O _n の扱い
1	1	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうちガスを専焼させるもの(5の項に掲げるものを除く。)	4以上	0.05	5		
			4未満	0.10	5		
2	1	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち重油その他の液体燃料(紙パルプの製造に伴い発生する黒液を除く。以下この表において同じ。)を専焼させるもの並びにガス及び液体燃料を混焼させるもの(5の項に掲げるものを除く。)	20以上	0.05	4	既設は当分の間 0.07とする 既設は当分の間 0.18とする	当分の間適用を 猶予する
			4~20	0.15	4		
			1~4	0.25	4		
			1未満	0.30	4		
3	1	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち紙パルプの製造に伴い発生する黒液を専焼させるもの並びに紙パルプの製造に伴い発生する黒液及びガス又は液体燃料を混焼させるもの(5の項に掲げるものを除く。)	20以上	0.15	O _s	既設は当分の間 0.20とする 既設は当分の間 0.35とする	
			4~20	0.25	O _s		
			4未満	0.30	O _s		
4	1	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるもの(次項に掲げるものを除く。)	20以上	0.10	6	既設は当分の間 0.15とする 既設は当分の間 0.25とする 既設は当分の間 0.35とする	
			4~20	0.20	6		
			4未満	0.30	6		
5	1	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち同表の八の項の中欄に掲げる触媒再生塔に附属するもの	-	0.20	4	既設は当分の間 0.30とする	
6	1	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち前各項に掲げるもの以外のもの	4以上	0.30	6	既設は当分の間 0.40とする	既設は 当分の間適用 を猶予する
			4未満	0.30	6		

番 号	令別 表第 1の 番号	施 設 名	規 模 (万Nm ³ /h)	本 則		附 則	
				一 般 (g/Nm ³)	On (%)	一 般 (g/Nm ³)	Onの扱い
附	1	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち石炭(一キログラム当たり発熱量五千キロカロリー以下のものに限る。)を熱焼させるもの	—	—	—	既設は当分の間 070とする	既設は 当分の間適用を 猶予する
7	2	令別表第一の二の項に掲げるガス発生炉	—	0 05	7		
8	2	令別表第一の二の項に掲げる加熱炉	—	0 10	7		
17	5	令別地第一の五の項に掲げる溶解炉	4 以上 4 未満	0 10 0 20	Os Os	アルミウムの 地金若しくは合 金の製造又はアル ミウムの再生の用 に供する 反射炉のうち既 設は当分の間 0 30とする	
18	6	令別表第一の六の項に掲げる加熱炉	4 以上 4 未満	0 10 0 20	11 11	既設は当分の間 0 15とする 既設は当分の間 0 25とする	既設は 当分の間適用 を猶予する
19	7	令別表第一の七の項に掲げる加熱炉	4 以上 4 未満	0 10 0 15	6 6	潤滑油の製造の 用に供する1万 Nm ³ /h未満の既 設のものは当分 の間0 18とする	
22	9	令別表第一の九の項に掲げる焼成炉(石灰焼成炉に限る。)のうち土中釜	—	0 40	15		
23	9	令別表第一の九の項に掲げる焼成炉(石灰焼成炉に限る。)のうち前項に掲げるもの以外のもの	—	0 30	15		
24	9	令別表第一の九の項に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの	—	0 10	10		

番号	令別表第1の番号	施設名	規模 (万Nm ³ /h)	本 則		附 則	
				一 般 (g/Nm ³)	O _n (%)	一 般 (g/Nm ³)	O _n の扱い
25	9	令別表第一の九の項に掲げる焼成炉のうち耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供するもの	4 以上	0 10	18		
			4 未満	0 20	18		
26	9	令別表第一の九の項に掲げる焼成炉のうち前4項に掲げるもの以外のもの	4 以上	0 15	15		既設は 当分の間適用 を猶予する
			4 未満	0 25	15		
27	9	令別表第一の九の項に掲げる溶融炉のうち板ガラス又はガラス繊維製品(ガラス繊維を含む。)の製造の用に供するもの	4 以上	0 10	15		
			4 未満	0 15	15		
28	9	令別表第一の九の項に掲げる溶融炉のうち光学ガラス、電気ガラス又はフリットの製造の用に供するもの	4 以上	0 10	16		
			4 未満	0 15	16		
29	9	令別表第一の九の項に掲げる溶融炉のうち前二項に掲げるもの以外のもの	4 以上	0 10	15		
			4 未満	0 20	15		
30	10	令別表第一の十の項に掲げる反応炉及び直火炉	4 以上	0 15	6	活性炭の製造の用に供する1万Nm ³ /h未満の既設の反応炉は当分の間030とする	既設は 当分の間適用 を猶予する
			4 未満	0 20	6		
31	11	令別表第一の十一の項に掲げる乾燥炉のうち骨材乾燥炉	—	0 50	16 但し直接熱風乾燥炉はO _s とする	2万Nm ³ /h未満の既設のものは当分の間060とする	
32	11	令別表第一の十一の項に掲げる乾燥炉のうち前項に掲げるもの以外のもの	4 以上	0 15	16 但し直接熱風乾燥炉はO _s とする		
			4 未満	0 20	16		

番号	令別表第1の番号	施設名	規模 (万Nm ³ /h)	本 則		附 則	
				一 般 (g/Nm ³)	O _n (%)	一 般 (g/Nm ³)	O _n の扱い
33	12	令別表第一の十二の項に掲げる電気炉のうち合金鉄（珪素の含有率が40パーセント以上のものに限る。）の製造の用に供するもの	—	0.20	O _s		
34	12	令別表第一の十二の項に掲げる電気炉のうち合金鉄（珪素の含有率が40パーセント未満のものに限る。）及びカーバイトの製造の用に供するもの	—	0.15	O _s		
35	12	令別表第一の十二の項に掲げる電気炉のうち前二項に掲げるもの以外のもの	—	0.10	O _s		
36	13	令別表第一の十三の項に掲げる廃棄物焼却炉のうち連続炉	4 以上	0.15	12		既設は 当分の間適用 を猶予する
			4 未満	0.50	12		
37	13	令別表第一の十三の項に掲げる廃棄物焼却炉のうち前項に掲げるもの以外のもの	—	0.50	12		既設は 当分の間適用を 猶予する

備考 1 この表に掲げるばいじんの量は、規格Z 8808に定める方法により測定される量として表示されたものとし、当該ばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火屑整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。

2 ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては一工程の平均の量とする。

3 規模は、施設の1時間当たりの最大排出ガス量（湿り）により区分されている。

4 ばいじん量の補正は次の算式により換算するものとする

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$$

C ばいじん量 (g/Nm³)
O_n 施設ごとに定められた標準酸素濃度 (%)
O_s 測定時の酸素濃度 (%)
C_s 測定時のばいじん量 (g/Nm³)

資料 6 大気汚染防止法第 18 条の 3 の政令で定める粉じん発生施設の規制基準

(施行規則第 16 条 昭和 46 6 22)

令別表第 2 の施設番号	粉じん発生施設	規 模	管 理 基 準
1	コークス炉	原料処理能力が 1 日当たり 50t 以上であること	<ol style="list-style-type: none"> 1 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 2 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は防じんカバー等を設置して行うこと。 3 消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。
2	鉱物（コークスを含む。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積が 1,000 ㎡以上であること。	<p>粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号の 1 に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 散水設備によって散水が行われていること。 3 防じんカバーでおおわれていること。 4 葉液の散布又は表層の締固めが行われていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅が 75cm 以上であるか、又はバケットの内容積が 0.03 ㎡以上であること。	<p>粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次の各号の 1 に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に第 3 号又は第 4 号の措置が講じられていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

令別表第2 の施設番号	粉じん発生施設	規 模	管 理 基 準
4	破砕機及び摩 砕機（鉱物、 岩石又はセメ ントの用に供 するものに限 り、湿式のも の及び密閉式 のものを除く。）	原動機の定格 出力は75KW以 上であること	次の各号の1に該当すること。 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置さ れていること。 2 フード及び集じん機が設置されていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じら れていること。
5	ふるい（鉱物、 岩石又はセメ ントの用に供 するものに限 り、湿式のも の及び密閉式 のものを除く。）	原動機の定格 出力が15KW以 上であること。	5の基準は、「4の基準」と同じ。

資料7 航空機騒音に係る環境基準について

（昭和48 12 27）
環 告 154

公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条の規定に基づく騒音に係る環境上の条件のうち、航空機騒音に係る基準について次のとおり告示する。

公害対策基本法第9条による騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする

第1 環境基準

- 1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値（単位 WECPNL）
I	70以下
II	75以下

（注） Iをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする

2 1の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。

- (1) 測定は、原則として連続7日間行い、暗騒音より10デシベル以上大きい航空機騒音のピークレベル(計量単位・デシベル)及び航空機の機数を記録するものとする。
- (2) 測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。
- (3) 測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。
- (4) 航空機騒音の評価は、(1)のピークレベル及び機数から次の算式により1日ごとの値(単位W E C P N L)を算出し、そのすべての値をパワー平均して行うものとする。

算式

$$\overline{\text{dB(A)}} + 10 \log_{10} N - 27$$

(注) $\overline{\text{dB(A)}}$ とは、1日のすべてのピークレベルをパワー平均したものをいい、Nとは、午前0時から午前7時までの間の航空機の機数を N_1 、午前7時から午後7時までの間の航空機の機数を N_2 、午後7時から午後10時までの間の航空機の機数を N_3 、午後10時から午後12時までの間の航空機の機数を N_4 とした場合における次により算出した値をいう。

$$N = N_2 + 3 N_3 + 10 (N_1 + N_4)$$

- (5) 測定機器は、日本工業規格C 1502に定める指示騒音計若しくは国際電気標準会議 pub/179に定める精密騒音計又はこれらに相当する測定機器を用いるものとする。

この場合において、聴感補正回路はA特性とし、また、動特性は緩(slow)とする。

- 3 1の環境基準は、1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場及び離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

第2 達成期間等

- 1 環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が5年をこえる地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分		達成期間	改善目標
既 設 飛 行 場	第三種空港及びこれに準ずるもの		直ちに
	第二種空港 (福岡空港を除く。)	A	5年以内
		B	10年以内
	新東京国際空港		
	第一種空港(新東京国際空港を除く。)及び福岡空港		10年をこえる期間内に可及的速やかに

- 備考 1 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。
- 2 第二種空港のうち、Bとはターボジェット発動機を有する航空機が定期航空運送事業として離着陸するものをいい、AとはBを除くものをいう。
- 3 達成期間の欄に掲げる期間及び各改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日から起算する

- 2 自衛隊等が使用する飛行場の周辺地域においては、平均的な離着陸回数及び機種並びに人家の密集度を勘案し、当該飛行場と類似の条件にある前項の表の飛行場の区分に準じて環境基準が達成され、又は維持されるように努めるものとする。
- 3 航空機騒音の防止のための施策を総合的に講じて、1の達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとする

資料 8 騒音規制法第 2 条第 1 項の政令で定める工場 事業場の特定施設一覧

施設		備 考
施設の種類	機 械 名	
1 金属加工機械	イ 圧 延 機 械	原動機の定格出力の合形が 22.5 KW 以上のものに限る ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75 KW 以上のものに限る 矯正プレスを除く 呼び加圧能力が 30 重量トン以上のものに限る 原動機の定格出力が 3.75 KW 以上のものに限る タンプラスト以外のものであって、密閉式のものを除く 原動機の定格出力が 7.5 KW 以上のものに限る 原動機の定格出力が 7.5 KW 以上のものに限る 原動機を用いるものに限る 気はうコンクリートプントを除き、混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のものに限る 混練機の混練重量が 200 kg 以上のものに限る ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5 KW 以上のものに限る 原動機の定格出力が 2.25 KW 以上のものに限る 製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15KW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 KW 以上のものに限る 製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15KW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 KW 以上のものに限る 原動機の定格出力が 2.25 KW 以上のものに限る 原動機を用いるものに限る ノェット式のものに限る
	ロ 製 管 機 械	
	ハ ベンディングマシン	
	一 液 圧 プ レ ス	
	ホ 機 械 プ レ ス	
	ヘ セ ン 断 機	
	ト 鍛 造 機	
	チ ワイヤフォーミングマシン	
	リ ブ フ ス ト	
	ヌ タ ン プ フ ー	
	2 空気圧縮機及び送風機	
3 土石用又は鉱物用の粉碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		
4 織 機		
5 建設用資材製造機械	イ コンクリートプント ロ アスファルトプント	
6 穀物用製粉機		
7 木材加工機械	イ ド フ ム バ ー ガ ー ロ チ ッ パ ー ハ 碎 木 機 一 帯 の こ 盤 ホ 丸 の こ 盤 ヘ か ん な 盤	
8 抄 紙 機		
9 印 刷 機 械		
10 合成樹脂用射出成形機		
11 鑄 型 造 型 機		

資料9 騒音規制法第2条第3項の政令で定める建設作業に係る特定建設作業一覧

作 業	作 業
1 くい打機（もんけんを除く。）くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業	くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く
2 びょう打機を使用する作業	
3 さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る
4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15KW以上のものに限る。）を使用する作業	さく岩機の動力として使用する作業を除く
5 コンクリートプント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業	モルタルを製造するためにコンクリートプントを設けて行う作業を除く